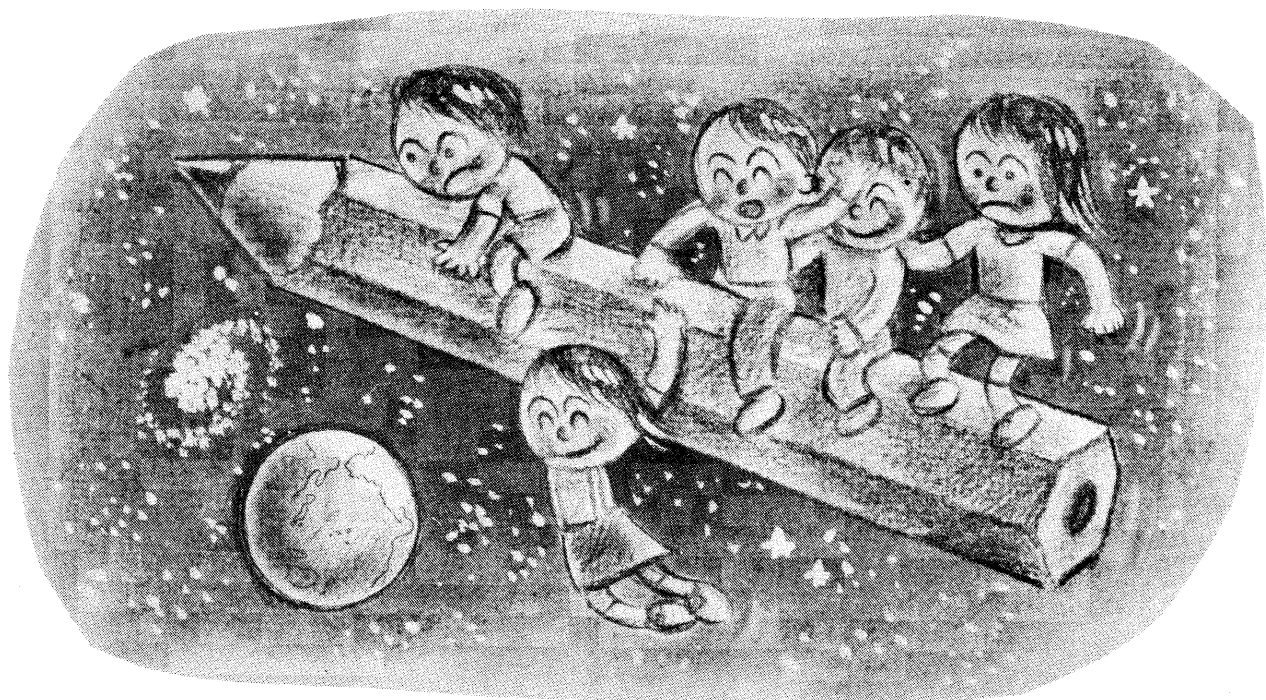


子どもの権利条約 フォーラム'94 報告集



と き◆1994年11月 5 日(土)／ 6 日(日)

ところ◆国立オリンピック記念青少年総合センター

主 催◆子どもの権利条約フォーラム実行委員会

後 援◆ユニセフ駐日代表事務所、東京都

はじめに

子どもの権利条約フォーラム'94報告集が完成しました。

フォーラム'94は、ユニセフ駐日代表事務所と東京都の後援をいただき、91団体が実行委員・賛同し、のべ400名の参加をえて、94年11月5日(土)・6日(日)に国立オリンピック記念青少年総合センターで行われました。

フォーラム'94は、フォーラム'93の実績のうえに、ワークショップなど参加者一人ひとりが「楽しさ、出会い、気づき」を感じる企画構成に努力しました。また、権利の主体である子ども自身の参加もすすみました。

まだまだ完全ではありませんが、この報告集がフォーラム'95の成功と今後の交流に活用されれば幸いです。

1995年7月1日

子どもの権利条約フォーラム
実行委員会

委員長 栗 野 真 造
喜 多 明 人

目 次

はじめに

1. 呼びかけ人	1
2. 基調報告	2
3. 趣旨・目的	5
4. 企 画	5
a. 開会全体会	5
b. 参加型学習「子どもの権利条約ワークショップ」	5
c. NGO・市民パネルディスカッション	7
d. 子どもアクション広場	8
e. 交流会	10
f. 第1分科会〔教育・学校〕	10
g. 第2分科会〔コミュニティーづくり〕	11
h. 第3分科会〔家族・福祉〕	13
i. 第4分科会〔少年司法〕	14
j. 特別分科会〔意見表明権・参加〕	16
k. 入門分科会	17
l. 閉会全体会	18
5. 企画パート2	19
a. NGO・市民広場（ガイドブック）	19
b. 広報コンテスト	19
c. 常設展示	19
6. 参加した団体・個人	20
7. マスコミ紹介記事	24

呼びかけ人

イーデス・ハンソン（アムネスティ・インターナショナル日本支部長）

フォーラム94の開催おめでとうございます。子どもたちは明日を支える存在。自分の権利を知り、それを守る大切さを認識する子どもが増えれば増えるほど将来に希望が持てます。年齢の多少にかかわらず、子どもの権利条約の内容に感動を覚える人は多いと思います。

一番ヶ瀬 康子（日本女子大学教授）

まだ子どもの権利条約を知らない先生、福祉現場の人、一般の人々等にその意義が十分に伝わるようなフォーラムになることを期待しています。

大 田 堯（東京大学名誉教授）

人と人、この場合大人と子どもの「世代間」の関係が“当たり前”でないことが気付かれたので、こういう条約ができたはず。どこが“当たり前”でないのか、立法の心をふまえて、身のまわりの“当たり前”でなさ加減を検討する必要はさけられません。

とりわけ大人の責任が問われているわけですから、子ども・若ものの声に耳を傾けて、反省する機会の一つとしたいものです。

落 合 恵 子（作家）

内 藤 寿七郎（小児科医）

“人間の心が初めて現れる2歳児”の時代。世界中の多くのものは、2歳児がやっと芽生えた自己を大事に育てて守っていることに気付かず、それを威圧、無視、否定等々の手段で、云わば“虐待”をしていることに気付いていないのではないのでしょうか。2歳児の人権も大事です。

永 井 憲 一（法政大学教授）

この条約を批准した日本は、この条約を普及し、実施していく上は、新しい「子ども」観を基調とするための考え方の転換を、まず優先的にすべきだと思います。そうした自覚が、このフォーラムにももたれることを強く期待しています。

中 川 明（弁護士）

批准により子どもの権利条約は、この国の子どもたちの人権状況を測定するモノサシとなりましたが、モノサシは子どもたちの中でも、光りの当てられることの少ない子にも当てられなければなりません。

日本に生を受けながら国籍が得られない子どもや障害を持っている子どものことにも思い（想像力）をめぐらせて、記念すべき「権利条約元年」の意味をかみしめ

たいと思います。

福田 雅 章（一橋大学教授）

フォーラムの開催おめでとうございます。このように、子どもの権利の擁護と一層の発展のために、多くの人々が集えるなんて、なんて素晴らしいことでしょう。子どもの権利のための運動が、とりもなおさず大人の内なる権力と傲慢を克服し、すべからく人が人として自由になれるための運動であることを確認しつつ、ご成功を心からお祈りします。

堀 尾 輝 久（中央大学教授）

子どもの権利の思想が深く根づき、親や教師や社会の子ども観を変えるのに役立つ集会になることを期待しています。

宮 崎 繁 樹（明治大学総長）

フォーラム'94の成功を祈念しております。

基調報告

子どもの権利条約の批准とフォーラム'94

1994年4月22日、日本は世界で158番目の条約締約国となりました。その後、10月末現在で166カ国が批准しています。私たちは、昨年「子どもの権利条約フォーラム'93」をはじめて開催し、子ども問題にとりくむ国際協力NGOの人びとと国内市民団体・グループの人びととの「歴史的な出会い」をはたしました。

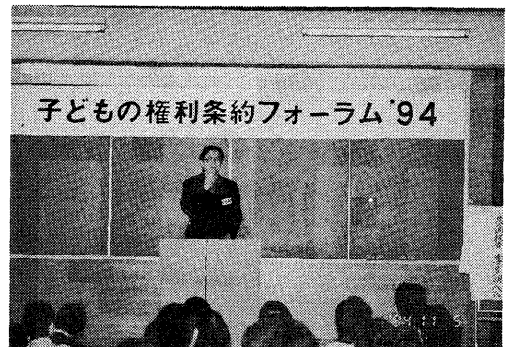
今年が日本の条約批准という画期的な年になったこともあり、条約に関心をもつ団体・グループ・個人の人びととの人的交流、意見・情報交換をさらに深め、実り多いものにしていきたいと考えます。

そのために「子どもの権利条約フォーラム'94」では、次のような課題や展望をもって交流を深めていこうと思います。

1. 日本の社会に“変化”を求めて

子どもの権利条約が批准されても、なにも変わらないのではないかな。

そんな疑問や不安は私たち条約に関心をもつ者にとって、なかなかぬぐい去ることがで



基調報告を行なう喜多明人さん（実行委員長）

きません。

「変えようとしなさい」力が強く、また「変わらない」というあきらめが支配したとき、この条約の形骸化が始まります。そうならないためには、「フォーラム'94」を一つの契機として、ここを変えよう、という具体的な動きをつくり出していく必要があると思います。

条約は法規範ですから、その国の法律や制度、政策を変えていく力になります。そういう方面で努力される人びとの協力関係を強化することも大切ですが、同時に、人権領域では、人の意識の変化、向上のための努力がことのほか重要だといえます。

(1)子ども集まれー子どもアクション広場ー

とくに、この条約の批准によって、主役である子ども・若者の意識の変化に期待したいと思います。「子どものくせに生意気なことをいうな」と頭をおさえつけられていた子どもたちに、法制上も初めて「意見表明権」が子どもの権利として認められたわけです。これは歴史的にみても大きな出来事です。

ただし、条約は一つの制度的条件ですからこれを生かすも殺すも子ども・若者しだい。子ども・若者が自身の意思で動きだすこと、それに対して市民社会としてささえる支援システムをつくり出していくことが求められています。昨年は「子ども公聴会」を開催しましたが、今年は企画段階から高校生、学生が中心になって「子どもアクション広場」が実現しました。この広場を通じて若者相互の経験交流が進むことを期待しています。

(2)「歴史的出会い」をより確かなものにーNGO・市民広場、分科会ー

ベトナムに学校をつくる運動をすすめている、あるお母さんがこんなことを話してくれました。「息子と一緒にベトナムをおとずれボランティア活動をしていた折に、息子がいました。日本人はとっても大切なものを置き去りにしてきたんだね。と」

また、お父さんの仕事の関係でフィリピンで生活し、中学2年生のとき、日本の学校に入ってきたある女子学生がこう話してくれたことがあります。「ストリートチルドレンは確かに不幸な境遇で生活している。かわいそうだという気持ちをもったが、でも目は生きてる子が多かった。日本に帰ってきて、クラスメートの目はみんな死んでいるように見えた」

いま、日本では、親、おとなの期待に一生懸命こたえようとするいわゆる“いい子”が「問題児」(小児科医の話ー毎日新聞)だといわれるようになりました。おとなの願いにこたえるのが自分の喜び、といった「偽りの自己」(アリス・ミラー『魂の殺人』

より)を形成してきた日本の子どもたちはみんな「死んだ目」と映るでしょう。そういう意味では、日本はもっと世界の子どもから学ばなければならないように思われます。

しかし、日本での「国際協力」の扱い方はいつも日本の成果、経験を世界に役立てる(日本・国内行動計画より)ことにばかり目がいきがちです。“豊かな国が貧しい国を援助する”=supportではなく、“地球の富を分かち合う”=shareが大切という言葉も聞かれるようになりましたが、NGO・市民広場や2日目の分科会においても学び合う、分かち合うという視座から世界の子どもと日本の子どもの“つき合わせ”を積極的に進めていきたいと思っています。

2. 条約の理解と普及のために一条約ワークショップ、広報コンテスト、常設展示ー

条約の規定を知るだけではなく、その権利行使能力を身につけることが大切です。「子どもの権利条約ワークショップ」では、ユニセフのとりくみや参加型学習方法の実践を参考にしながら、「楽しさ、出会い、気づき」のある学習プログラムを行います。

条約が5月22日に発効した前後から、様々なレベルで条約の普及活動が始まっています。国レベルでは、外務省が6月にリーフレット併用のポスターを百万部作成し、子ども関係機関、施設とくに全国の小・中・高校の全教室に配付しました。文部省も5月22日に条約の周知徹底の通知を出しました。

自治体レベルでも広報誌等を通じて幅広い普及活動が始まっています。私たちの手元だけでも、東京都や札幌市、中野区、大田区、府中市などの広報誌が寄せられています。

しかしなんといってもユニークでかつ社会の注目を集めたのは市民レベルでのとりくみであったと思います。

アムネスティ・インターナショナル日本支部の翻訳・創作コンテストの作品(フェリス女学院の高校生等)、長野のヒューマンボイスの『ザ・マンガ子どもの権利条約』の出版活動、ビデオ教材『「子どもの権利条約」を子どもへ』(出演/ランキン・タクシー、監督/保坂展人)など、また最近では文化祭に展示された東京都立大泉高校の生徒のポスターも注目されています。

スウェーデンでは『私の権利』という、広報誌を政府資金で作りましたが編集は民間に委ねられたそうです。とくに子どもたちへの条約の普及に当たっては、日常、子どもと接している人びとの創意と工夫、アイディアが活かされることが大切です。そのために互いに経験や情報の交換も必要になるでしょう。ポスター、カレンダー、紙芝居、絵本、ビデオ、スライド、パンフレット、リーフレット、様々な知恵が出され、互いを刺激し合えるような「広報コンテスト」になってほしいと思います。

(文責・喜多明人)

趣旨・目的

- (1)「世界の子ども」の問題に取り組んできた国際協力NGOの人々と「日本の子ども」の問題に取り組んできた国内市民団体・グループの人々双方からの現状報告と意見交換、幅広い人的交流。
- (2)国内外の子ども問題に取り組む個人、グループ、団体の意見交換を通して世界と日本の子どもの権利実現の水準を見定め、検証すること。条約を一つの基準として、国内外の子どもの現実を総合的に分析し『子どもの権利条約白書』（仮称）にまとめる。
- (3)国、自治体、地域、学校、福祉施設、家庭などあらゆる場で条約を生かしていくために必要な情報の交換。そのために国、自治体関係者との建設的な対話をすすめる。
- (4)条約の趣旨や規定の普及、広報活動の促進。とりわけ権利の主体としての子どもへの広報活動を重視し、そのための活動の交流、情報交換を行い、子どもの社会参加の促進をはかる。

企画

開会全体会

呼びかけ人のあいさつと基調報告が行われました。

【呼びかけ人あいさつ】

永井憲一（法政大学教授）

【基調報告】 喜多明人（実行委員長、
子どもの権利条約ネットワーク）



呼びかけ人を代表してあいさつする永井憲一さん

参加型学習「子どもの権利条約ワークショップ」

粟野 真造（国際子ども権利センター）

「ワークショップ」という言葉になじみのある方は、どれくらいいらっしゃるでしょうか。辞書をひくと、「①仕事場、作業場；②勉強会、講習会」といった意味が出ています。多くの場合、そしてこのフォーラムの「子どもの権利条約ワークショップ」でも、後者の意味で使われています。

す。しかし、「ワークショップ」はただの「勉強会、講習会」ではありません。当日プログラムの中にもあるように、『「楽しさ、出会い、気づき」のある「参加型」学習プログラム』です。

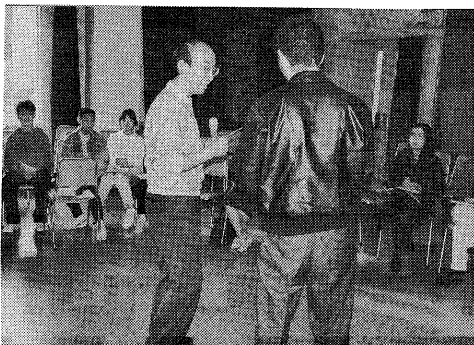
フォーラム初日、開会全体会の後に条約の内容を学ぶために、「子どもの権利条約ワークショップ」は行われました。まず、その時点で100名以上集まっていた参加者を、3つのグループに分け、会場を移動。それぞれ、栗野真造、栗本敦子、浜田進士（いずれも国際子ども権利センター）が担当し、プログラムをすすめました。

全体会が行われていた一番大きな会場では、栗野の進行で「誕生、地球市民ビンゴ」というプログラム。ビンゴゲームは、4×4や、5×5の正方形のマス目にランダムに数字が書いてあるカードが配られ、司会が読みあげる数字を塗りつぶしていき、タテ・ヨコ・ナナメのいずれか1列が完成したら「ビンゴ!」とってあがるゲーム。「地球市民ビンゴ」では、まず、マス目にかかれているのが数字ではなくさまざまな質問になっています。質問に対する答えでマス目を埋めていくわけです。そして、この質問が「子どもの権利条約」をいろんな方向から考えるきっかけになっています。「登校拒否者数」は、小学・中学あわせて、何人ぐらいいるか」「子どもの権利条約」に書いてある主な権利を3つ」「中学生485万人の内、学習塾に通っている子どもは何割」といった堅い質問から、「子どもの頃楽しかった遊びや体験を2つ以上」「大人よりも、子どもの方が優れている点2つ」「今の中学生・高校生に人気のある歌手や俳優の名前を3人以上」といった柔らかい質問まで。さらにふつうのビンゴゲームと違うのは、マス目を自分で埋めるのではなく、他の参加者に答えてもらって埋めていくという点。今回のフォーラムのように、初めて参加する人同士が、このゲームをきっかけに言葉を交わし、うちとけて、リラックスした雰囲気になります。ゲームそのものは早い者勝ちで、先着10名ほどに景品を用意。参加者のほとんどが「ビンゴ」になったら、一旦席に着き、堅い質問への解説や、柔らかい質問にみんながどんな答えを持っているのかを話し合って終わります。

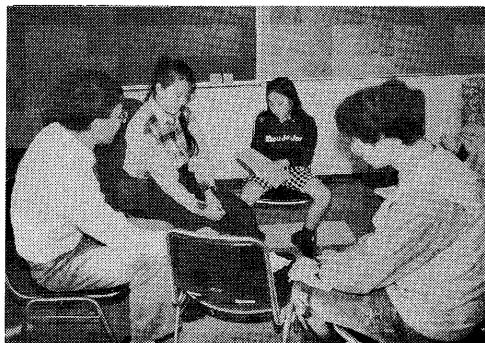
他の2つの会場では、栗本・浜田がそれぞれ進行を担当し、「欲しいものと必要なもの」というプログラムを行いました。これは、ユニセフ（国連児童基金）が発行している『私の権利みんなの権利 It's Only Right!』に紹介されているもので、当日は少しアレンジしました。まず、参加者を4名ずつのグループに分け、各グループに24枚のカードを配ります。このカードは、参加者が住んでいる市町村にできた新しい課が子どもたちに提供しようと考えた「欲しいものと必要なもの」の項目。「栄養のある食べ物」「清潔な水」「差別されないこと」「最新流行の服」などのカードが20枚あります。あとの4枚は白紙で、参加者自身が考える「欲しいもの・必要なもの」を書き込みます。24枚がそろったところで、「政治的・経済的理由から24項目のうち16項目しか提供できないことになった」と伝え、各グループになくてもすむ8項目を選んでもらいます。それが終わったら、さらに16項目から8項目へ、削る8項目を選んでもらいます。その後、各グループで、何を削ったか、1回目と2回目の選択でどちらが難しかったか、どういう話し合いがもたれたか、そして「欲しいもの」と「必要なもの」は何か、人によってどう違うのか、などを話し合い、さらに、他のグループと意見交換をします。

「地球市民ビンゴ」では、一見難しそうな「子どもの権利条約」も、いろんな角度から見ていくことで身近に考えることができる、そのきっかけを提供しています。また、「欲しいものと必要なもの」では、条約の基本であるにもかかわらず抽象的でなじみにくい「権利」そのものについて引きつけて考えます。いずれも、参加者は受け身の立場で教えてもらうのではなく、自分自身で考え、他の人の異なる意見に刺激されます。この点が、参加型学習方法である「ワークショップ」の大きな特徴なのです。

約1時間という短い時間ながら、当日の参加者のみなさんも、おおいに「楽しさ、出会い、気



「参加型学習」の進行役をつとめる栗野真造さん（実行委員長）



子どもも生徒・先生も、そしておとなもみんなで“参加型学習”！

づき」を得られたようです。多くの方から、プログラムの詳細や、他のプログラムについての質問をうけました。みなさん、条約を学び、関心の輪を広げることに難しさを感じておられるようでした。一方で「子どもの権利条約」の大きな特徴として、広報義務が明記されていることがあります。国や地方自治体がこの義務を果たすよう働きかけるのはもちろんですが、私たち市民の手で条約を知らせていくことも重要です。「ワークショップ」という参加型学習方法が、条約のとっつきにくさをやわらげ、内容を知り、考えるきっかけになれば、と思います。

【進行】 栗野真造、栗本敦子、浜田進士（国際子ども権利センター）

NGO・市民パネルディスカッション「NGO・市民を支える社会とは」

大河内 秀人（アーユス＝仏教国際協力ネットワーク）



NGO・市民パネルディスカッション風景
となりの室で開催されている子どもアクション広
場に負けじとおとなもハッスル。

国内の子どもの問題に取り組む人々と、海外で活動する国際協力NGO活動者の交流も、子どもの権利条約フォーラムの開催目標の一つでした。昨年の各分科会の感じとしては、一部では若干の盛り上がりを見せたものの、全体的にはちょっと無理があったんじゃないか、あまり接点が見いだせないという意見が多かったようです。そこで今回は、共通の話題をテーマにしようということで、それぞれが運動を進めていく基盤として「日本社会」とはいったいどんなものなのだろう、国内の問題にしても国際問題にしても、運動がなかなか広まらない日本の社会はどんな欠陥を持っているのかを考えようと目論見ました。

まず、国内問題として、味岡尚子さん（全国PTA問題研究会）、中島絢子さん（神戸・子どもの人権と健康を考える会）、国際協力NGOからは伊東弘さん（シャプラニール＝市民による海外協力の会）、田中好子さん（パレスチナ子どものキャンペーン）をパネラーとして、それぞれ活動の中で感じておられることなど、具体的な事例を中心にお話いただきました。今の息苦

しい学校の状況とそこでの子どもの訴え、また、校則など人権侵害を平気で見過ごす日本社会の構造。競争社会をそのまま教育に持ち込み、自由な感性と想像力の発達、発揮を押さえ込む状況が、身の回りから海外まで、他人の苦しみに共感することなく、自分をも押し殺して生きる子どもたちと、問題を問題として捉えない大人の社会に対する認識を確認しました。また、伊東さんからは、そうは言ってもNGOにしても、社会が受け入れないよりも、まだまだこちらからのプレゼンテーションが足りない。社会を問題にする前に、まだまだ工夫の余地があるのではないか、という意見も出されました。

今回はまだまだ出会いの場として、それぞれがどんな活動をしているのか「知る」ことを主な目的とし、特に結論とか、共同声明などはめざしませんでした。フロアからも含め活発な意見交換があり、また感想、提案なども積極的にいただきました。このような機会を積み重ねていくとともに、今後はもっともっと交流を深め、時間を手間をかけて個別にでも情報を交換し合っていけば、一緒に活動する場面も増え、また求められていくのではないのでしょうか。

【パネラー】 味岡尚子（全国PTA問題研究会）

伊藤 弘（シャプラニール＝市民による海外協力の会）

田中好子（パレスチナ子どものキャンペーン）

中島絢子（神戸・子どもの人権と健康を考える会）

【コーディネーター】 大河内秀人（アユス＝仏教国際協力ネットワーク）

子どもアクション広場

勝本 浩司（子どもの権利条約ネットワーク）

11月5日の夕方に、子どもアクション広場を開催しました。私自身は、和田洋子（子どもの権利条約ネットワーク）、水永啓子（地球子ども会議）と共に、このアクション広場の企画に関わりました。当日の参加者は、条約に関係する行動をしている子どもたち約40名、一般参加の子どもたち（学生含む）約20名、大人約50名、計約110名でした。席の配置は部屋の中心を開けて丸く円のように並べ、その席に大人と子どもが向かい合うようにして行なわれました。

参加した子どもたちのグループは、12グループです。

趣旨としては、全国の活動を起こした子どもたちの交流、大人、その他の子どもたちへの活動



アクション広場で全国の行動する子どもたちの輪がひろがる。

紹介、これを契機とした更に広い地域的な活動への手助け等がありました。

内容は、まず、グループとして参加した子どもたちから、それぞれの活動紹介をしてもらい、次に、ビンゴゲーム、最後に討論という形式でした。

活動紹介では、会場の中心に各グループの子どもたちが来て、丸く全体を見回して紹介を行っていました。また、人数の多いグループでは、子どもに向かって横一列に並び紹介してくれたグループもありました。活動紹介全体としては、当日配

布した「子どもアクション広場 グループ紹介」という冊子に各グループが前もって書いてくれたようなことの説明でした。その中で特に記憶に残ったグループ紹介をしてくれたのは、ちびすけランド共和国 中学生リーダーズ倶楽部「トーキング・キッズ」という青森からきたグループでした。かれらは、全体的なグループ紹介とその後に、青森の「ねぶたばやし」を、持ってきた楽器を使いやってくれました。また、それだけではなく、音楽にあわせての踊り方も教えてくれ、会場の参加者皆で音楽にあわせ楽しい雰囲気の中かで踊りました。



子どもアクション広場で「ねぶた」をかなでる青森・中学生リーダーズ倶楽部「トーキング・キッズ」の子どもたち

ビンゴゲームでは、大人も、子どもも、会場全

員に参加してもらいました。ゲームの内容は、条約に関する16の問題を解くのですが、問題は自分だけで解くのではなく、その問題の答えを知っている人を探しだす、というものでした。その時に自己紹介も一緒にし、最終的には解けた答えに当たる欄が、縦・横・斜め一線に揃うまで人に聞き、早く解けた30人程度に条約の本、はがき、国連のボールペン等の商品を配りました。

最後の討論は、会場全体で討論しました。個人間の意見交換を中心に置き、知らない人同士で数組のまとまりをつくり討論をしてもらい、中間にどのような事を話しているかということをし、報告して、最後に任意で大人と一緒に集まり討論しました。その時の子どもたちの様子は、実に真剣に熱を入れて話し合っていて、これは私自身が言えることでは無いのですが、きっと来ていた子どもたちは充実した時間を送れたと思います。

最後に、子どもたちの感想のなかに、自分たちと同じように考えている「仲間」と会って、自信を持った、というものがありました。このように様々な子どもたちからの感想を聞き、子どもたちの出会いの場、さらなる行動へとつながる場、そして、ごく普通に生活を送る子どもたち自身が様々な価値観と人と出会える場の重要性和必要性を更に強く感じました。

【主な参加グループ】

S B W=Students for our Better World

子どもの権利条約実行委員会 (大阪)

「子どもの権利条約」を広める10代の会 (北海道)

J H C=ジュニア・ハイスクール・コミュニティー

学校に不満を持っている中学生の会 (大阪)

生徒人権プロジェクト実行委員会 (千葉)

ディサイド (東京)

ちびすけランド共和国中学生リーダーズ倶楽部「トーキング・キッズ」(青森)

ヒューマンボイス (長野)

ユース・エンディング・ハンガー

【進行】 勝本浩司 (大学生)、水永啓子 (大学生)、和田洋子 (高校生)

交流会

第1部では、ビデオ『「子どもの権利条約」を子どもへ』に出演したランキン・タクシーさんのラップで条約を楽しみました。

第2部では、夕食をとりながら、参加者の情報・意見交換を行い、交流しました。



夜の交流会でランキンさん大いに歌う

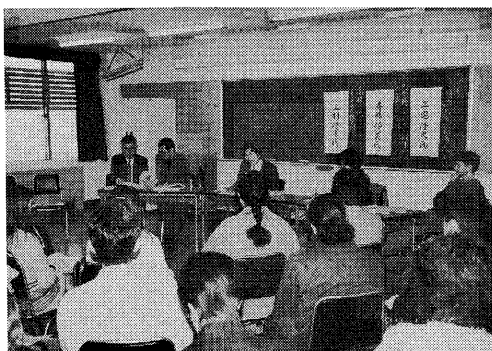
第1分科会「子どものための学校づくり、学校改革」

大江 洋（東京大学大学院）

本分科会では、「子どものための学校づくり、学校改革」なるテーマの下に多面的な視点からの報告がなされた。

第一報告としては、三宅隆史さん（SVA＝曹洞宗国際ボランティア会）の「ユネスコ『国際教育勧告』について」という報告がなされた。具体的な報告に先立ち、まず三宅さんの援助による学習活動（カードを使った自己紹介である「アイス・ブレイカー」、教育／学習観念のブレイン・ストーミング）が実際に行われた。報告においては、「国際理解教育の最近の流れ」が概括的に示され、そして国際理解教育の内容は権利条約第29条の「教育の目的」と密接に関わっているという指摘がなされた。さらに1974年のユネスコ国際教育勧告についての内容説明が行われ、特に本勧告中の「コミュニケーション技能」が強調された。本勧告の精神は、「結果的に」その後の日本国内の諸実践（平和教育、「同和」教育、多文化教育等）に生かされてきたという認識が報告者から示された。

第二報告は、「外国籍（とくに在日朝鮮人）の子どもの権利について」というテーマで斎藤紀代美さん（子どもの人権埼玉ネット）によって行われた。本報告では、在日朝鮮・韓国人の子



国際化時代の学校のあり方をめぐって国際・国内の団体が交流（第1分科会「教育・学校」より）

もたちをめぐる昨今の諸問題（高体連加盟問題、チマ・チョゴリ事件に象徴される暴言・暴行問題等）が主として取り上げられた。そして、こうした問題状況の中での諸機関・諸団体の様々な取り組み・動きが紹介された（在日外国人子弟へのいやがらせの防止・人権保障を旨とした埼玉県教委の通知、およびその通知を要望した事前の取り組み、各朝鮮学校と地域の学校との間の様々な交流等）。最後に報告者から、差別問題は関連する事実を知らないことによって起きる、という点が強調された。

第三報告では、上村徳子さん（水戸子どもの人権を守る会）による「高校入試と生徒の人権問題」という報告がなされた。最初に水戸の「子どもの人権を守る会」の設立経過・これまでの取り組みが紹介され、その後に茨城県の新高校入試制度の問題点が報告された。新入試制度下の調査書は、「評定」はもとより、「観点別学習状況」（各教科）・「運動能力の記録」、さらには「行動の記録」・「特記事項」までもが点数化されており、本制度は「生徒の全人格を点数化」するものであるという批判がなされた。また、調査書作成時に各教師の恣意が入り込みやすいという点や、コンピューター採点の問題（不完全なソフト、教育委員長と業者との関係）等も指摘された。

質疑応答・意見交換においては、まず青少年自身の取り組みとして、千葉県の高校生グループによる「生徒人権宣言」の作成や、権利条約の学習会・関連書籍の出版に取り組んでいる長野県のグループ（「ヒューマンボイス」）等に関する発言があった。また、学習困難児への教育を目指す塾や生活者ネットワークの活動に関する報告や、学校側の不適切な対応から自分の子どもが事故死してしまったとする母親の発言等もあった。

以上が本分科会の概況である。なお本分科会全体の運営に対しては、もっと意見交換・討論の時間が欲しいという意見・提案が若い参加者から出され、次回の検討すべき点とされた。最後に、本分科会報告のまとめを“依頼”された“役得”として感想を一つ二つ。様々な方々の報告・意見交換を聞いていて、子どもに向けられた深刻な現状は未だに続いており、（そうした現状への抵抗・改革として？）“子ども”自身の権利条約に対する取り組みも活発になってきていると感じた。だが、教育をめぐる諸論点・諸問題は存外深く広い。“権利”の次元・平面で問い得ることとは何か、またその場合の権利とはどういった性質（他者に対する規範的効力等）なのかといった視点を持ちながら、「子どもの権利」（論）の実践・研究を進めることが大切ではないだろうか。

【進行】島ノ江一彦（立正大、権利条約ネット）、林量俣（埼玉大、子どもの人権埼玉ネット）

【報告】

ユネスコ「国際教育勧告」について…三宅隆史（SVA＝曹洞宗国際ボランティア会）
外国籍（とくに在日朝鮮人）の子どもの権利について…斎藤紀代美（子どもの人権埼玉ネット）

高校入試と生徒の人権問題について…上村徳子（水戸子どもの人権を守る会）

第2分科会「違いを大切にする地域づくり」

梅田 勇三（チャイルドアース活動センター）

「子どもの権利条約」を自分たちの身近なことから考えて行くために、地域の中で子どもと共に活動している3つの実践が紹介された。

鈴木さんからは、子どもたちの自主性を引き出す一つとして、自主クラブを積極的に応援して行くプログラムが出された。

このプログラムで子どもたちは、自主的に自分たちで決めたことについては、責任を持ってやって行こうという動きになり、又、そこに、中・高生、大学生、障害を持った子が来て、それぞれ



ワスナニ・モニカ孝子さん、多文化家族の子どもたちを語る（第2分科会「コミュニティづくり」より）

した中、鈴木さんたちの活動は非常に魅力的であり、子ども参加の地域づくりに、大いに参考になる。

国際結婚をして、子育てしてきたワスナニさんは、外国人、特にアジア系で色も黒いと、訳のわからない差別を受けてしまう夫の姿や、自分自身も外国人と間違われて、苦い思いを経験している。そうした日本社会の中で育つ子どもたちに、良くも悪くも「自分は特別なんだ」と思ってほしくないとの思いから、いろいろな人がいるのがあたりまえであり、いろいろな考えを受け入れることが大切であるということを伝えたい、と活動を始める。しかし、活動して行くと、子どもの問題以前に、母親たち、特に、アジア系の母親たちが深刻な問題を抱えていることが見えたとのことで、国際結婚・母子の抱える問題が報告された。又、多文化を持った人々が集まると同一の文化の中では見えないものが見えてくる。学校の中でも多文化の子どもが何人か入ることで、日本人の子どもたちにとって、いい環境になるよう支援して行きたいとのこと…。

内海さんからは、多様な生き方に出会うことの価値や豊かさについて出された。

悩みをもった子や親の居場所、又、多様な生き方に触れる場、キッカケづくりとしての活動を行って来た。その活動の中で、おとなが良いと思うことを子どもに示すということより、様々な出会いにかかわれることを保証しておく、自分の感性や興味に合ったところでつながり、自分をふくらませて行く子どもが見えてくる。又、ペンプスタ（スペイン）の子どもたちとの出会いの中で、外国の子どもたちも、自分たちとあまり変りはないが、大きく違うのは、おとなと子どもが対等であり、子どもも一個の人間として、経済的にも自立した関係をつくっているということと、そういう状況をおとなたちが保証している、ということ、ボランティアでかかわった子どもたちは感じ取ったとのこと…。

三人の活動から、「機会と場」が保証されれば、子どもたちは、自分の力を自分自身で伸ばすものだと思える。又、互いを尊重し合う関係、というのは、まず、それぞれの違いを認め合うことが重要で、そのためには、さまざまにかかわれる機会をもち、そこで見えてくる違いを、否定するのではなく、互いに違いを大切にする関係をつくって行く、ということだろう。

「子どもの権利条約」を考える場合も、この「違いを大切にする」ということを抜いてしまうと、どちらかが押しつけるものになってしまうのではないだろうか…。

【進行】梅田勇三（チャイルドアース活動センター）、大冨悦子（子どもの人権埼玉ネット）

【報告】

児童館活動と地域…鈴木正一（品川区立西中延児童センター）

国際結婚をした女性たちと、その子どもたちのグループ…ワスナニ・モニカ孝子（マジカル・チャイルド）

子どもの多様な生き方を支える地域ネットワークづくりを目指す…内海和子（チャイルド・アース横浜）

第3分科会「家族のなかの子どもの権利」

和多田 雅子（権利条約ネット）

以下の三つのレポートをもとに討議が行なわれた。

平野裕二さん（ARC）・'94年は国際家族年ということもあって、国連子どもの権利委員会の一般討議のテーマは「子どもの権利の促進における家族の役割」だった。まず家族には子どもの権利を保障する場としての役割がある。自分一人では生きられない子どもの生命権を保障するのは家族だし、また人間として最低限の生活を維持するという国家の保証も家族を通じて行なわれる。児童扶養手当や、子どもの健康を守るための父母への健康教育などがその例である。しかし全体的にみると、むしろ家族のなかで子どもたちの権利が侵害されていることが大きな問題となっている。たと



子ども虐待をめぐる議論が白熱（第3分科会「家族のなかの子どもの権利」より）

えば子どもにとって非常に有害な因習（早期婚や割礼など）が家族によって温存されているし、児童労働の一形態として別の家族に子どもが召使いとして雇われ非常に酷使されている例が報告された。一方先進諸国の例として、家庭内での虐待とか体罰の問題も議論された。国際家族年の統一スローガンにうたわれているように、家族は子どもがまず最初に民主主義にふれる場であるべきなのに、実際には、恐怖、暴力、残酷さを学ぶ場になってしまっていることが指摘された。広岡知彦さん（自立援助ホーム《憩いの家》、子どもの虐待防止センター）・「子どもの虐待防止センター」は、虐待の事実をつかんだ保健婦が孤軍奮闘するがどうにもならず、地域の精神科医、弁護士などとネットワークを広げて解決した事例をきっかけにつくられたボランティア組織。虐待の事実をつかむためには匿名電話しかないということで電話相談を始めた。'91年創設以来扱ったケースは6000件にのぼる。育児不安の母親の他に非常に重いケースも予想以上に入ってきて、これまでその吐き出し場がなかったということをやがかわせる。虐待をする親はストレスなどで追い込まれ子どもに当たっている。父母たちに何ものケアもせずに子どもを家庭に返しても同じことのくり返しで、場合によっては子どもにとって非常に危険なことになりかねない。親は「いまの私はこの子といたらどうにかなってしまいそう」というメッセージを出しているのである。親子なのだから一緒に暮らさなくてはという建前論では混乱を深めるだけ。夫との関係など家族

内の問題でせっぱつまった状態に追い込まれている母親が非常に多いというのが実感だ。なかでもいちばんの問題は、その人自身が成育の過程で虐待を受けそれを解決できないまま大人になり、それが子育て時代にいちばん弱い子どもに対して出てくるという構図だ。子どもの虐待をやめさせるためには、親の側のケアが不可欠。しかしこういう問題は、ひとつのセッションだけで解決するのは不可能である。ネットワークすることで解決策を見つけることがこれからますます重要だと考えている。

川中信さん（CCWA国際精神里親運動部）・ネパールでのNGO活動の体験をもとに話をしたい。国際協力の現場にいる者にとって子どもの権利条約の前文で「家族の責任」を認めているのは大変助かる。難民に関して「親がいてもいなくても、子どもを保護しなくてはならない」ということを明確に書いてあり、家族がいない場合の保護はもちろんのこと、家族が機能している場合にはその家族を通して援助するという意味づけをはっきりさせている。また出生前後のケアを重視している点も注目に値する。子どもの生存権を守る場合、そのポイントは出生前後にあるからだ。ネパールで5歳未満で志望する子どもの半分は1歳未満児である。60～70年代の開発は経済成長優先で経済成長によって子どもの生活条件改善になるはずだとしてきたが、なかなかそうはならなかった。にもかかわらずそれにかわる議論がきちっとされてこなかったのが現状だ。その意味でもこの条約で「子どもの生活条件改善のために国際協力が重要である」としている点に大変力づけられる。

以上レポーターからは、国内外のかなり深刻な子どもたちの状況が報告された。共通の問題をさぐって論議を深めるまでにはいたらなかったが、相互の情報交流としての意味は大きかったと思う。川中さんから「国際NGOでは専門家を多く抱えられないという実状がある。ぜひとも国内でさまざまな活動をしている専門家の参加やアドバイスをお願いしたい。それがないと、日本のNGOは行きづまってしまうのではないかと思う」という問題提起があった。第三分科会の今後の課題ではないかと考える。

【進行】和多田雅子（権利条約ネット）

【報告】

子どもの権利委員会第7会期での論議から…平野裕二（ARC）

崩壊家族の子どもたちと暮らして

…広岡知彦（自立援助ホーム《憩いの家》、子どもの虐待防止センター）

子どもの生存と発育を守る視点から…川中信（CCWA国際精神里親運動部）

第4分科会「最近の少年事件と少年法—調布駅南口集団暴行事件をめぐって—」

網野 利夫（全司法）

当分科会は、調布駅南口集団暴行事件で起訴されている少年（既に成人になった人も便宜上「少年」と記載する。）3名とその親4名の参加を得て、生の声を通して少年司法における少年や親の権利、少年司法の問題点を検討する機会がもてた。

事件は、1993年3月1日に京王線調布駅南口にて5人の学生等に複数の少年がおそいかかり、

内1名に3週間の負傷をさせたというもので、特異な事件内容ではなかった。しかし、非行なし不処分となった少年が成人後に起訴されたり、抗告審で非行の成立に疑いがもたれたのに差戻審で刑事処分となり、ついに起訴されたりと、少年法の精神をないがしろにするとして大問題となっている事件であった。起訴された5人は、逮捕直後に非行事実を認めた者はいたが、家裁送致前には全員が無実を主張し、現在も主張続けている。

以下に発言に表われたおもな内容を示す。

◎警察 取調べの早い時期に自白させられたのに

は、「別の少年はお前がやったとしている」等の切り換え尋問、認めれば帰られる等の利益誘導があった。何度もやっだろうと言われているうちに、やってないと思っているのは「やったのを忘れてしまったのか」とも思ってしまった時もあった。話相手のいない辛さも語られた。自白させられた少年は弁護士との接触が出来てから無実の主張が出来た。これらの発言からは、取調べに親や弁護士の立会いが必要であり、特に弁護士の役割の重要さがうかがえた。

差戻審時に大掛りな補充捜査を行った。弁護士から、警察が目撃証人を連日取調べて証言を訂正させたことが報告された。少年を警察へ「遊び」に來させようとしたり、尾行したりもした。親から、送致前の捜査をなぜもっと徹底しなかったのかとの批判があった。当然の批判である。

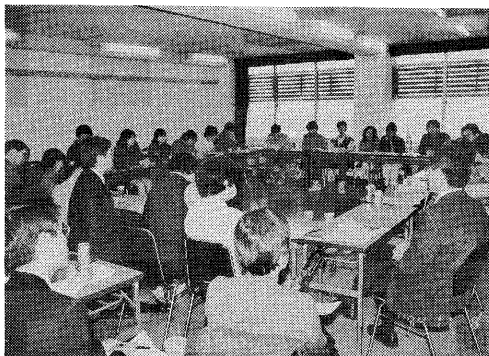
◎家庭裁判所 初めの審判も差戻審の審判も、裁判官は、記録ばかり見ている少年を見なかったし、少年に有利な証言では不機嫌になり反対の際にニコニコしていた。少年から見た審判は、「懇切を旨として、なごやかに」行われていなかった。結局、差戻審では一人の裁判官に偏見があるとして忌避申立てをし最高裁まで争ったが入れられなかった。

◎少年院 無実なのになぜ少年院に入らなくてはいけないのかの思いがあったし、反省文を求められても書くことがなかった。少年院での生活態度が良いはずはなく「保護房」に入れられた。少年院の方の対応は、抗告していても院内での生活は真面目にするようにとか、抗告のことは考えないで一日も早く出院できるように頑張れというものだった。処遇の前提として正確な事実認定が必要なことを証明する発言であった。

◎親 弁護士への依頼のみならず、親達が相談して目撃者捜しの為のビラを配布したり、マスコミに働きかける人もいた。子どもの無実を信じての行動であった。親が子どもを信じるかどうかは、子どもの原動力の一つだと思えた。

最後に、荒木伸治さん（立教大学）のコメントがあった。捜査は、事件発生後すぐに丁寧に行わねば証拠が散逸する。この意味で「犯罪捜査規範」や「少年警察活動要綱」に則った捜査が必要である。補充捜査は、記憶が薄れるのを待ってからの捜査というおかしさもあり、他の証拠を作りあげかねない問題もある。家庭裁判所の事実認定力に問題があり、家庭裁判所自体が少年審判制度を壊している。また、警察発表そのままのマスコミを信じるのは間違っている。以上のようなものであった。

（当分科会の詳細な内容は、クレヨンハウス発行「月刊子ども論」1994年12月号に掲載されている。御参照下さい。）



調布事件の当事者を囲んでの真剣な話し合い（第4分科会「少年司法」より）

【進行】佐々木光明（日体大）、吉峯康博（弁護士）

特別分科会「子どもの意見表明権・参加」

白井 幸枝

会場の904号室からの見晴らしは、よかった。冷たすぎる秋の雨に煙る首都東京の白々とした景観は印象的だ。私は反射的に昨日のワークショップを思い起こした。栗野さんの魅力的な弁説と、会場の静かな熱気と見知らぬ人たちとかわした握手の温もりとが懐しかった。さて、分科会はどうか。

まず、大学生の現状が語られる。出る杭は打たれるという日本の風潮に加えて、必要以上に子ども扱いをする管理教育のため、今の若者は意見表明ができなくされているのだと永田祐さん（大学生）は報告した。フロアからはできなくされている風潮があるというが、裏を返せば自分たちが何もしていないからではという発言もあったが、むしろ、私は、沈滞したゼミを活性化させた話の方が興味深かった。どうやって意見を發表したらよいかわからないという声から出発し、話し合いを重ねる中で学生自らが活路を見出したというのである。ここからは、今の若者が、決して意見を持っていないわけではなく、ただ、それを發表する意義の認識及び、それを發表する方法の体得と訓練とが、絶対的に欠落しているにすぎないということがわかる。

次に、大学での学生総会の成功について本間純子さん（大学生）が語ってくれた。この自治組織は、大学側が用意し、その開催は、年間計画の中に組み込まれているが、沈滞ムードのため、総会がなかなか成立しない。そこで、有志を中心に、学生総会は、学生の意見表明の場という認識に立ち、仲間と呼びかけた結果、総会を成立させることができた。しかし、今度はなかなか、意見が出ない。

以上の体験から、彼女は次のように言う。大切なのは、言いたいことがあること。意見を言うのは楽しいんだということ。学生の意見表明によって、大学側がその要望を受け入れれば、現状を変革できるということを事実として経験することが、学生に「やれば変わるんだ」という気にさせるということ。最後に、安心して言える場を設けることが大事だということ。そうでなければ、意見表明しないのでは。

彼女の報告に対し、同じ大学に通う学生から、総会に欠席し、大学から離れつつある学生の抱える問題が提起された。つまり、大学がつまらないと言う学生は、意見を言っても大学に要求しもしかたがないという諦めから、不満を自分の中で解消させてきた結果、大学から離れて行っている。これまで、自分の意見を学校生活の中で表明し、それを反映させる経験を欠如させたままの学生が多数であり、それこそ深刻な問題なのだ。

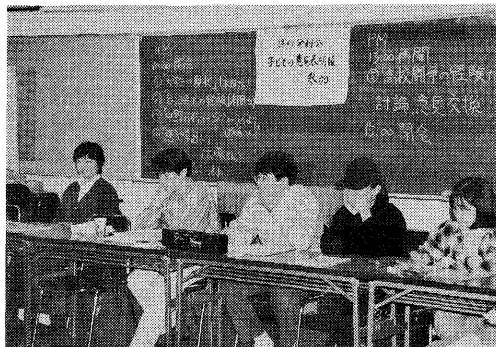
これに対し、本間さんは、意見を言うことが楽しいという経験をまずすることが大事なのではと答えたが、まさにそれこそが、意見表明の重要な動機づけになるのではないか。

三番目に、養護施設の現場からと題して大塚さん（唐池学園職員）と、その施設で学ぶ小山さんから報告があった。「意見表明については、大人の寛容の精神を問われていると言える。子どものジグザグを認めてゆく度量を持たなくては。」という発言が印象的だった。フロアからは「大人の許容範囲で子どもの意見表明権を認めているにすぎない。逸脱した子どもをどうするか。」「意見を言えない、不満を対象化させられない子どもに力を貸してほしい。イライラしていても、それを対象化できない。異議申し立てのし方、問題を対象化する方法を教えてくださいなかつた恨みを抱いている。」という切実な訴えもあった。

午後は、神奈川県立希望ヶ丘高校の闘争を生徒の立場で経験した話を、柴田さん（高校教員）が語ってくれた。学校での子どもの意見表明、参加は、どうだったか、過去の事例に学ぶという観点で扱われたが、フロアの意見の多くが、高校闘争を紛争の視点でとらえ、否定的に位置づけていた。活発に意見が交換されたにもかかわらず、何か重要なものがかみ合わぬまま分科会は終了した。

この分科会で偶然、昨日握手した二人と又、一緒になった。遠く青森からやって来た中学生と、東葛飾高校の生徒と、二人の子どもたちの手の温もりは忘れない。そして、白い息を吐きながら、立派だった彼らの意見表明を思い出しながらも、あの白々とした904号室の空気が圧倒的な強さで私を包むのを感じはじき返すように帰り道歩道橋を登った。

今年は、日本の子どもの権利条約元年だ。大人であることの責任が迫る。



どうやったら意見表明できるのか。若者同士で語り合う（特別分科会「子どもの意見表明権、参加」より）

【進行】佐藤治（横須賀高校）、永田祐（大学生）、本間純子（大学生）

【報告】

大学生の現状について…永田祐、本間純子（大学生）

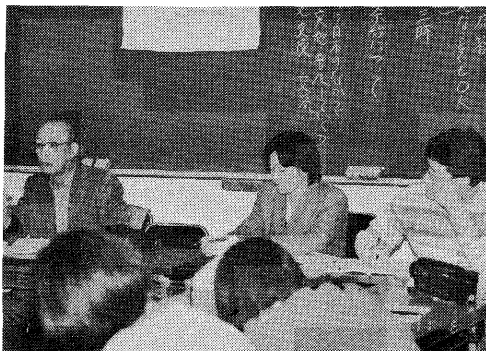
「高校闘争」の経験から…柴田（高校教員）

養護施設の現場から…大塚（養護施設職員）

入門分科会「条約をどのように理解し、実施するか」

浜田 進士（国際子ども権利センター）

私たちの分科会は本当に優しくて穏やかな雰囲気にもまれていました。それは講演して下さった大田堯さんが、子どもの権利について分かりやすく解説して下さい、質問や意見が出しやすく、心豊かなお話をして下さいからです。



大田堯さんの熱弁に参加者もひきこまれていく（入門分科会より）

まず、大田さんは、日本人はどうして権利という言葉に抵抗感を持つのかについて明治時代までさかのぼって説明されました。日本には権利＝（イコール）権力・利益というイメージが根強くあり、「子どもの権利」といったときに大人はどうしても子どもに外から力を増し加えるものと勘違いをし、これ以上わがままにさせる必要はないと感じるわけだと言います。権利とは、正当性の平等な分かち合い、不正さを内面から怒り、常道を求めることだと言います。子どもの権利条約を日本が批准した機会に「権利」の言葉の中味を

確認し合い、子どもに権利意識を広めていく必要があると主張されました。

次に子どもの権利条約がどういう意図で作られたかについて①平和②環境③開発の3点に整理して説明して下さいました。特に平和ではポーランドのコルチャック先生の生きざま、環境では地球環境や資源の『世代間の平等』という視点、そして、開発では南北間の貧富の格差のお話が印象的でした。また、日本の子どもは経済的豊かさの中で人間性の内面汚染が始まっていて、生きることの目的意識がお金だけに矮小化されていると強く警告されました。

続いて、権利条約の内容について解説して下さいました。大田さんは54ヶ条の条文の中でも『子どもの最善の利益』が全体を貫く重要な原則だと強調し、それを細かくかみ砕いて話されました。まず子どもをひと束ねにしてとらえる（チルドレン）のではなく、その子その子（ザ・チャイルド）の最善の利益を考えてほしいと強調されました。その子その子がいかにかけがえのない生命を持ち、いかに多様性があるかを、生命の誕生や遺伝子から解き明かし、子ども一人一人がしなやかでしたたかに生きる権利を持っていると述べ、人間は生まれた後で自ら獲得する生命体だから、その子その子のその気（自発性）を大事にしなければならないと言われました。

つまり、『子どもの最善の利益』とは、「その子その子がそれぞれの局面においてその気になって他人とのかかわりの中で自らの分別力によって、自分の持ち味を出していけること」であり、他人や大人はそのような環境を作り、子どもたちがその気になるのを手助けすることだと大田さんは言います。

以上のような講演の後、聴講した20数名の参加者と質疑応答を行いました。

質問の中心は「子どものその気（自発性）を大人はどうやって助けるか？」でした。それに対して大田さんは、大人は自分が不完全な存在であることを徹底的に自覚すること、教える場合は子どもに同化（教化）を求めず、いっぱい違いを認めることだと述べました。その上で、子どもがその気になるには①その気になるまで待つ（大人の許容量を大きくする）、②その子のその気を見抜く洞察力を大人が育てる、ことだと答えられました。

また午後からは、自己紹介のあと大田さんの「子どもの権利条約とは、大人と子どものかかわりあいの知恵であり、この条約をどのように日常生活の中に取り入れていくか」という問題提起を受けて、この点について話し合いました。北海道のフリースクールから来た16才の女性を中心に様々な意見が出されました。①まず問題点は子どもの権利について誰に話せるかと言うことでした。人権について無関心な風土の中では、②初めに権利のイメージを豊かにしていくこと、自分の内から沸き起こる思いや怒りとつなげる形でひとに伝わる言葉を獲得していくことが大切だと確認しました。③さらに「伝える努力」で話が盛り上がりました。シラケている雰囲気の中で、しんどさを乗り越え自分を傷つくことを恐れず語っていくこと、そのときに自分のことにうまく引き込み、決して押付けにならないようにしゃべることなど。続いて④小さな動きでも社会状況を変えることができると自信を持つこと⑤グループ作りのいろんなアイデアと一緒に話し合い、人権教育とネットワークの必要性について議論しました。最後の生徒手帳に権利条約を掲載すること、卒業式に条文を配布することを提起して終了しました。

【講演】大田堯

【進行】戸田真理子（権利条約ネット）、浜田進士（国際子ども権利センター）

閉会全体会

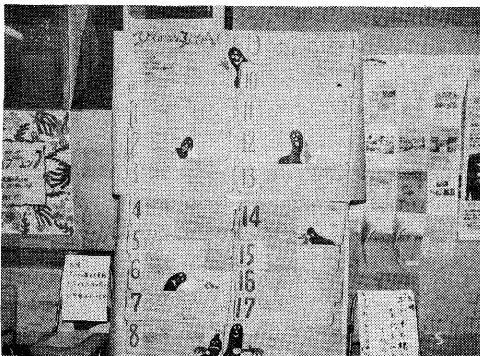
各分科会の報告、コンテスト発表・表彰を受け、今後のとりくみについて交流しました。

企画パート2

NGO・市民広場（ガイドブック）

昨年、条約に関する国内外の情報・資料を交換・交流した「情報市」を拡充し、条約や子どもの権利にかかわる活動をしているNGOや市民グループがつどい、各団体が自由な発想（プレゼンテーション、意見交換、資料等の提供、物品販売その他）で参加者と交流するスペースとして「NGO・市民広場」を2日間とおして行いました。

この広場とともに、NGOや市民グループの活動を紹介し、権利条約の実施と普及をすすめるために、『子どもの権利条約NGO・市民グループガイドブック』を製作したので、ご参照ください。



広報コンテストで入賞ノ
広める10代の会の作品。この日のために幾晩もか
けてつくられた

広報コンテスト

条約採択（89年11月）以降に、市民団体や行政機関によってつくられたパンフレット、チラシ、ポスター等の広報物を一同に展示し、それらの中から素晴らしいものを参加者がえらぶ「子どもの権利条約広報コンテスト」を行いました。投票の結果、北海道の「子どもの権利条約を広める10代の会」が入賞し、閉会全体会で賞品として図書券と条約関係書籍数冊が贈られました。

常設展示

日本ユニセフ協会のパネルを展示し、世界の子どもたちの状況の一端を見ていただきました。



条約関係の文献・資料の展示コーナーも好評

参加した団体・個人

〈後 援〉(2)

ユニセフ駐日代表事務所
東京都

〈実行委員会構成団体〉(9)

アーユス＝仏教国際協力ネットワーク
清瀬教育ってなんだろう会
国際子ども権利センター
子どもの権利条約ネットワーク
子どもの人権・父母の権利保障をすすめる埼玉ネットワーク
子どもの人権を守る会(水戸)
日本基督教団教育委員会
日本児童・青少年演劇団協議会
民主教育研究所

(50音順)

〈賛同団体〉(82)

A R C(Action for the Rights of the Children)
アースデイニュース編集委員会
アイセック
あいち「子どもの権利条約」ベスト・インタレストの会
I P A＝子どもの遊ぶ権利のための国際協会日本支部
I Y F＝国際青少年育成財団
(株)明石書店
アジア眼科医療協力会
アジア保健研修所
AMDA国際医療情報センター

アムネスティ・インターナショナル日本支部
A P I C 国際協力プラザ
A V N = アジア人権ボランティア・ネットワーク
エクパット・ジャパン・関西
S V A = 曹洞宗国際ボランティア会
N G O 活動推進センター
(社福) 大阪ボランティア協会
大阪 Y W C A
幼い難民を考える会
外国人労働者弁護団ラフル
学校災害から子どもを守る全国連絡会
神奈川・子どもの権利条約と教育活動を考える会
環境市民
関西セミナーハウス
(財)京都ユースホステル協会
草の根援助運動
(財)神戸学生・青年センター
神戸 Y W C A
(財)京葉教育文化センター
子どもの権利条約をすすめる会
子どもの権利条約をよむ会(京都)
子どもオンブズパーソン研究会
「子どもの権利条約」熊本の会
「子どもの権利条約」所沢ネットワーク
子どもの権利条約にいがたの会
「子どもの権利条約」批准・東久留米ネットワーク
「子どもの権利条約」宮崎の会
子どもの人権弁護団
子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会
C C W A = 基督教児童福祉会国際精神里親運動部
シャプラニール=市民による海外協力の会
J A T A N = 熱帯林行動ネットワーク
J V C = 日本国際ボランティアセンター

(財)資生堂社会福祉事業財団

児童図書館研究会

「ストップ子ども買春！」の会

セクレッド・ラン日本事務局

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

全国学校図書館協議会

(財)たんぽぽの家

チャイルド・アース横浜

地球子ども会議

(有)地球市民企画室

(株)デザインFF

東京都高等学校教育法研究会

東京東チモール協会

東京ボランティア・センター

(財)豊田市国際交流協会

中田厚仁記念国連ボランティア活動支援事務所

長野県「子どもの権利条約」の批准と実行をすすめる会

中野で子どもの権利条約を進める会

(財)なら・シルクロード博記念国際交流財団

南北ネットワーク岡山

(社)日本キリスト教海外医療協力会

日本キリスト教協議会教育部

日本国際飢餓対策機構

日本子どもを守る会

日本青年奉仕協会

日本ネグロス・キャンペーン委員会

(財)日本フォスター・プラン協会

日本ユネスコ協会連盟

日本YMCA同盟

(財)庭野平和財団

“人間と性”教育研究協議会

パレスチナ子どものキャンペーン

PARC＝アジア太平洋資料センター

ピナツボ・アエタ教育里親プログラム

(社)部落解放研究所

YUM I の生活学研究所

ユース・エンディング・ハンガー

R I N K = すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク

蓮美文化研究所

(50音順)

〈実行委員〉 (24)

栗野真造、喜多明人、荒牧重人、武内暁、藤木武夫、大河内秀人、菅源太郎、中嶋敦子、浅川道雄、網野利夫、飯田正剛、池田しげ子、梅田勇三、川口彰義、栗本敦子、児玉勇二、許斐有、寺中誠、中川良延、中川利彦、浜田進士、藤田昌士、満江聖子、和多田雅子

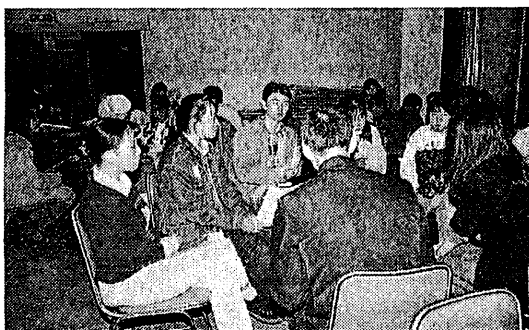
(順不同)

〈賛同人〉 (52)

秋川陽一、味岡尚子、石川恵美子、出口治男、内海和子、大川知子、小山内美江子、越智邦子、小野寺慶子、戒能民江、勝又春美、門田見昌明、神田修、きどのりこ、斉藤千宏、斎藤誠、佐々木栄一、佐々木光明、佐々木美彌子、志田徳子、島ノ江一彦、清水久仁子、壽岳章子、鈴木敏弘、平むつ子、田中紘一、田村和凡、栃木利夫、百々昭男、富沢千代、成見幸子、西尾幸子、西本真由子、濱田広道、浜林正夫、林量俣、原正敏、肥田美代子、福田紀子、船木正文、松本はるか、松本允、丸貴静香、三井明、皆川康子、宮本重徳、村上徹也、安田早栄、谷中公子、山下綾子、山田洋次、山本正明

(50音順)

生かそう「子どもの権利条約」



「子どもの権利条約を上手に使い
たいね」と活発に意見が出された

東京で「子どもアクション広場」

全国から集まり活発な討論

現点

子どもの権利条約が自指
す社会を裏現しようと活動
している子供たちが交流す
る「子どもアクション広場」
が五日、東京都内で開かれ
た。同じような行動をして
いる子供たちが全国から集
まり、限られた時間内では
話し足りないほどの盛況ぶ
りだった。

「広場に集まったのは、
北海道、青森県、千葉県、
東京都、長野県、大阪府の
中、高校生ら約四十人。髪
の短く、髪型の子、制服
の子と、姿はいろいろ。
六、七人ずつのグループ
に分かれて話し合いでは
自分の住む地域の学校の校
則などを紹介し合い、「エ
ッ、そんなにひどいの」と
驚いたり、全国の小、中、
高校の各クラスに行き渡る
ように外務省が百万部作成
した子どもの権利条約(児
童の権利に関する条約)の
ポスターについて、「まだ
うちの学校では掲示されて
いない」「ポスターには、
権利は外務省のパートナー
のように書いてあるけど、条

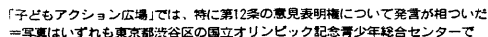
約の趣旨と違う。問題ある
よ」などと、情報と意見が
活発に行き交った。
大阪の中学生とじつくり
話し合っていた青森県の中
学生は、「校則とかのこと
を、大阪の方が自分自身の
問題として一生懸命やって
いる。負けた。全国でみん
なこんな活動しているのか
分かんなかったけど、なん
だん分かってきた」と、相
手の連絡先をメモ。

大人同士のグループ討論
も行われ、「子供に権利つ
て言われると、ビックリし
てしまう。なぜビックリとす
るのが考えてみたい」とい
う意見も出てきた。

「意見を言う子供」を多数派に

また、喜多さんは「今日
集まったのは、日本の中で
は最少数派の子供たち」と
話す。意見を言う子供が多
数派にならない背景には、
子供の言うことに聞く耳を
持たない。聞いたら、説教
してしまう。説教すること
がよいことと思われている。
こうした対応の積み重ね
が子供の発言を封じ込め、
対話を成り立たせなく
してきた」という。

この風潮は一九八〇年代



今年5月に発効した子どもの権利条約について、大人と子どもが意見や情報を交換しあう「子どもの権利条約フォーラム'94」がこのほど、東京都港区の国立立山ビルのこども青少年総合センターで2日間わたって開かれた。条約を生かすために活動している中学生・高校生も多数、活動報告や討論会などを通じて開かれたこのグループをめぐ、条約の理解を深めた。「子どもも大人も条約について知らない人が多い」「まだまだ子どもの意見は通りにくい」。(高橋 圭子)

〔高橋 圭子〕

中学生グループも参加 「子どもの権利条約フォーラム'94」

も通利セタマ、エトもの
フォーラムは、國學者
博利家約ウツワノキなど
が中心にして企畫、二日
間でのべ約三百人が参加
し、条約の趣旨や条約の内
容を勉強するゲーム方式の
ワークショップ、テーマ別
の分科会などが開かれた。
フォーラムの中で、子七
「十一才以上は不満を待て」
大阪から来た子七は、
「いっせえ学校に入学して」
と、いふ。これは、
H()は、それと、体罰
の問題に取組んでる。
左の六月に締結されて、現
在、タマバは約三十三人。
文部大臣に強制退学と懲戒
を申し立てる。子七は、
望みを失ったことがあつた。

徒も関心ない人が多い。まずみんながよく知ろうとしなければ、何も始まらないと思う」

青森の中学生リーダーズ倶楽部「トーキング・キッズ」は、こぞし四月にできたばかり。中学生

「自分たちで現状を変えよう」

けて、市内に十三校あった
「丸刈の校」がほとんどな
くなり、愛媛県では全中学
校で丸刈の強制が廃止され
た実情を持つ。

代表の大阪市立藤町中三
年の良井竜君は「それで
も、まだまだ自分たちの意
見は通りにくい」という。

「この種の権利条約の名前
は知っているも、先生も生

たり。その先生には何をい
つてもむだ(A音・中二)
「名れをつけていないと
呼び出されておこられる。
先生が生徒を動かすために
必要なだけじゃないか」
(B音・中二)

「聞いてほしい」と話していた。実行委員長の立正大学・喜多明人教授は「一条約を使っている状況を覚えていくのが問題。何もなければ、一条約は進化してしまう。聞く側のおとなの姿勢づくりも必要だが、これからは子どもたちがどう動いていけるかがカギになるでしょう」と話している。



「教育」「司法」「家族」など、テーマ別の分科会では、教師、ボランティア団体など、さまざまな立場からの意見が発表された

「子どもの権利条約」 活発に意見・情報交換

東京でフォーラム'94

子どもの権利条約について、おとなと子どもが意見や情報を交換しあう「子どもの権利条約フォーラム」が、東京都渋谷区の国立オリンピック記念青少年総合センターで二日間、にわたって開かれました。

フォーラムは、国際子ども権利センター、子どもの権利条約ネットワークなど、子どものことを考える民間団体などが中心になって企画。二日間で、のべ百人あまり参加しま

われました。

子どもが企画から運営まで担当したのが「子どもアクション広場」。子どもの権利条約を広めるための活動をしている中学生、高校生など八団体の子どもグループが活動報告をしました。

青森の中学生リーダー森の中学生リーダータース倶楽部「トキンク・キッズ」は、こし四月にできたばかり。中学生二十一人が権利条約を広めるため、勉強会、街頭アンケートなどを行つていきます。「アンケートをやってみると、知らない人が多かった。条約のことを知ってもらうため、いろいろ活動をしていきたい」と青森市古川中二年の森谷繁人くん。

小グループにわかれた討論会では、「子どもの意見は聞きにくい」「先生の体罰がある」などの発言があいつぎ、

(3)

1994年(平成6年)11月16日 水曜日



「子どもアクション広場」では、第12条の意見表明権に関する発言がとくに目立ちました＝東京都渋谷区の国立オリンピック記念青少年総合センターで

した。

わかりにくい条文を理解するための参加型学習は、ユニセフが早くから取り組み、世界各地で広がっています。ある部屋では「ほしいものと必要なもの」をテーマにした学習が行

「積極的に意見をいって社会をかえていこう」「自分たちの意識もかえて行かなければだめ。差別、人間関係で悪いことは悪いとはつきりいふこと」など、活発な意見がとびかいました。

(電稿 圭子)

子どもの権利条約フォーラム'94報告集

1995年7月1日

〔編集・発行〕 子どもの権利条約フォーラム実行委員会

〔連絡先〕 子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸1-6-1-831 ☎03(3433)7990/Fax 03(3433)7369

国際子ども権利センター

〒531 大阪市北区本庄東1-18-14 アシスト90 401

☎06(375)5466/Fax 06(371)7804

〔製作・印刷〕



〒171 東京都豊島区高田2-10-9
☎03(3981)6101 FAX 03(3981)6105

©子どもの権利条約フォーラム実行委員会